

## 第4次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画（案）について

文化生活スポーツ部 県民生活課

※「犯罪のない安全安心まちづくり」…地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備(啓発、情報の提供を含む)をいう。

### 1 基本的な考え方

- (1) 計画の位置付け  
・「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」第12条に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを総合的及び計画的に進めるための行動計画
- (2) 計画の期間：令和4年度～令和8年度までの5年間
- (3) 計画の策定：外部委員で構成される高知県安全安心まちづくり検討会の意見を反映
- (4) 計画の管理：高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議が進捗状況を確認、進捗状況はホームページ等で公表



### 2 高知県の現状

- 刑法犯認知件数は、平成22年以降、毎年過去最少を更新、令和2年は2,719件。
- 特殊詐欺被害は、平成30年まで減少傾向であったが、令和元年から増加に転じ、令和2年は認知件数38件、被害総額約1億1,300万円と大きく被害状況が悪化。
- 児童相談所が児童虐待と認定した相談受付件数は年々増加傾向にあり、令和2年度は583件。
- また、第3次計画期間中、ストーカー事案の認知件数は、年100件前後、DV事案では年200件前後で推移。サイバー犯罪被害の相談件数は、500件前後、検挙件数は40件前後で推移。

強化及び見直し

### 3 考察

- ・ 刑法犯認知件数は連年で減少しており、現行の「犯罪のない安全安心まちづくり」の取組は、成果を上げていると考えられる。
- ・ 一方で、被害状況が悪化している特殊詐欺被害、虐待認定件数が増加傾向にある児童虐待、認知件数等が減少していないストーカー事案、DV事案、サイバー犯罪被害に対しては、更に取組を強化していく必要がある。

### 4 第4次計画の重要な取組(案)

第4次計画は、重点目標など第3次計画の基本的な枠組みを継承するとともに、本県の現状や課題に応じた新たな方策を加え、以下の取組を実施していく。

#### 重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

- ・ 自主的な防犯活動の促進につながる広報啓発
- ・ 犯罪発生状況や防犯対策に係る情報提供 等

#### 重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

- ・ 地域の推進体制の活動支援 ・サイバー空間における犯罪被害の抑止
- ・ 特殊詐欺による被害の抑止 等

#### 重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

- ・ 子どもの安全を確保する ・高齢者を事件事故から守る
- ・ 虐待、DV、ストーカーによる被害の防止 等

#### 重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

- ・ 犯罪の防止に配慮した建造物、道路等の整備促進
- ・ 公共の場所における防犯カメラの設置促進 等

#### 重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

- ・ 市町村、防犯活動団体への支援継続
- ・ 大規模災害時における「防犯の視点」の反映促進 等

目指すべき姿の実現

県民と、本県を訪れる人全てが安全に安心して暮らし、滞在することができる高知県の実現

### 5 数値目標(案)

※令和8年度末に向けての数値

- ・ 防犯活動団体の活動内容等の公表件数：毎年新規公表3件以上
- ・ 公立学校における「学校安全計画」の教職員の共有・必要に応じた見直しの実施率：100%
- ・ 学校等における安全点検の実施率：100%
- ・ 高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合：100%
- ・ 放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率：100%
- ・ 各市町村要保護児童対策地域協議会へのスクールソーシャルワーカーの参加率：100%

### 6 スケジュール

	11月まで	12月	1月	2月	3月
検討会	第1回(9/2)	第2回(12/13)		第3回 予定(2月21日)	計画の策定・公表
庁内推進会議	第1回(7/28)	第2回(12/1)	第3回(1月下旬)		
パブリックコメント		12月22日～1月20日			